

標準報酬産前産後休業終了時改定申出書

(フリガナ) 申出者氏名	コウリツ ハナコ 公 立 華 子	申出者 生年月日	昭和 ○ 年 9 月 2 日	
所 属 所	青森市立第一中学校	組合員証番号	0 1 2 3 4 5 6	
職 名	教 諭			
産前産後休業 承認期間	休業開始日		休業終了日 (復職日の前日)	
	令和 ○ 年 3 月 11 日		令和 ○ 年 6 月 16 日	
産前産後休業に係る子	(フリガナ) 氏 名	コウリツ ナツコ 公 立 夏 子		性 別
	生年月日	令和 ○ 年 4 月 21 日		
産前産後休業終了前の標準報酬	等 級	2 8 級	月 額	4 4 0 千円
<p>地方公務員等共済組合法第43条第14項の規定により、産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬を改定することの希望を申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合青森支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">令和 ○ 年 9 月 3 日</p> <p style="text-align: right;">住 所 青森市柳町10-1 申出者 氏 名 公 立 華 子</p>				
<p>上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。</p> <p style="text-align: center;">令和 ○ 年 9 月 3 日</p> <p style="text-align: right;">職 名 校 長 所属所長 氏 名 共 済 一</p>				

備考 「産前産後休業終了日の翌日が属する月以後3月間」とは、産前産後休業終了日の翌日において継続して組合員であった期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となった日数が17日未満である月がある場合、その月は産前産後休業終了時改定の算定に使用しません。

共済組合 記入欄	標準報酬改定月	年	月	固定的給与	非固定的給与
	改定後標準報酬	級	千円	円	円